

令和6年7月29日

大分市長 足立 信也 様

大分市清掃事業審議会
会長 安田 幸夫



「大分市廃棄物処理施設使用料の改定」並びに「大分市一般廃棄物処理手数料（一時的多量廃棄物の処理に係るもの及び犬、猫等の死体処理に係るもの）の改定」について（答申）

大分市清掃事業審議会条例第2条の規定に基づき、令和6年6月3日付ごみ減第397号により諮問のありました「大分市廃棄物処理施設使用料の改定」並びに「大分市一般廃棄物処理手数料（一時的多量廃棄物の処理に係るもの及び犬、猫等の死体処理に係るもの）の改定」の内容については、原案どおり承認いたします。

大分市廃棄物処理施設使用料の改定について

市民及び事業者が本市の一般廃棄物処理施設にごみを搬入する際には、大分市廃棄物処理施設条例第5条に基づき、その重量により廃棄物処理施設使用料（以下「使用料」という。）を徴収しています。

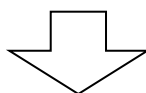
この度、5年毎の使用料の見直しを行うために令和6年7月3日開催の大分市清掃事業審議会で審議していただき、使用料改定案に承認をいただきました。

（１）使用料改定案

■現行

区分	金額
	10 kgまでごとに
事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物 （事業系ごみ） ※産業廃棄物は脱水汚泥に限る	100円
一般家庭から生じた廃棄物（家庭ごみ）	35円

備考 一般家庭から生じた廃棄物で、1回の搬入が350キログラムを超えるときは事業系ごみとみなして使用料を徴収する。



■改定後

区分	金額
	10 kgまでごとに
事業活動に伴い生じた一般廃棄物及び産業廃棄物 （事業系ごみ） ※産業廃棄物は脱水汚泥に限る	105円
一般家庭から生じた廃棄物（家庭ごみ）	40円

備考 一般家庭から生じた廃棄物で、1回の搬入が350キログラムを超えるときは事業系ごみとみなして使用料を徴収する。

【改定理由】

ごみ処分原価（焼却、破碎及び埋立に要した、人件費、物件費、減価償却費、公債利子等の費用を処分量で除したもの）の上昇による。

（２）実施時期 令和7年4月1日

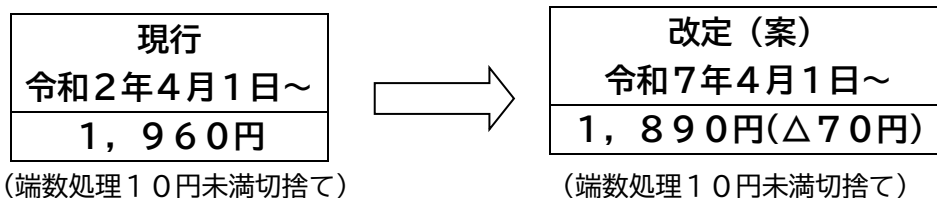
大分市一般廃棄物処理手数料の改定について

一般家庭から生じた一時的多量の廃棄物及び犬、猫等の死体を処理（収集・運搬、処分）したときは、「大分市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例」第 25 条の規定により、排出者に一般廃棄物処理手数料（以下「手数料」という。）を負担していただいておりますが、この度 5 年毎の手数料見直しを行うため、令和 6 年 7 月 3 日開催の大分市清掃事業審議会で承認をいただきました。

●一時的多量廃棄物の処理に係る手数料について

手数料の算定は、ごみ処理に係る費用を算出している一般廃棄物処理原価等を基礎とし、①収集・運搬経費、②処分経費（廃棄物処理施設使用料）により構成しています。

	収集・運搬経費(円)	処分経費(円)	計(円)
前回改定 R1 審議会	1, 475	490	1, 965
今回改定 R6 審議会	1, 292	600	1, 892



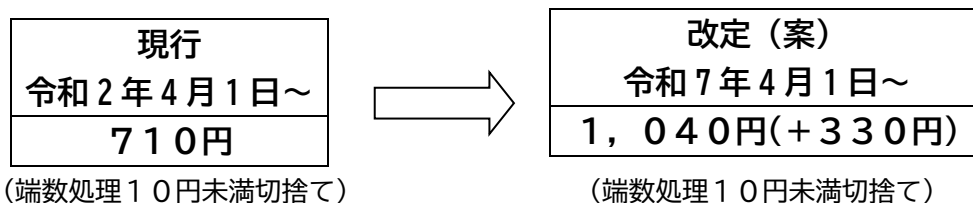
・増減理由

収集・運搬経費は、収集原価要素のうち直営職員の人件費の減が影響している。
 処分経費は廃棄物処理施設使用料の増額改定によるもの。

●犬、猫等の死体の処理に係る手数料について

手数料の算定は、1 体当たりの収集コストを基礎とし、①収集・運搬経費、②処分経費（廃棄物処理施設使用料）により構成しています。

	収集・運搬経費(円)	処分経費(円)	計(円)
前回改定 R1 審議会	677	35	712
今回改定 R6 審議会	1, 007	40	1, 047



・増減理由

収集・運搬経費は人件費・物件費の単価増による民間委託料の増と収集数の減により 1 体あたりのコスト増が影響している。
 処分経費は廃棄物処理施設使用料の増額改定によるもの。

●実施時期 令和 7 年 4 月 1 日